基本政策分科会

(座長:遠藤 利明)

平成の学制大改革

(1) 学制改革

横並び意識、画一的な学校制度を改革。子供の成長に応じた柔軟な教育システムへ。

【改革の方向】

- ① 学校体系の見直し
 - ・9年の義務教育期間を見直し、幼稚園・保育所・認定こども園を活用して5歳児教育を義務化する。
 - ・現行6・3・3・4制を抜本的に見直し、区切りを柔軟に体系化することを可能とする。
- ② 個人の能力・適性に応じた学びの保障システム
 - 飛び級制度の導入。
 - ・中学・高校において未達成科目の再チャレンジ。
 - ・小・中学校卒業時における学力評価。
 - ・ 高校での達成度試験の実施。(※「大学教育の強化分科会」の中間とりまとめも参照のこと)

(2) 教師力向上のための改革

教育は人なり。世界のリーダーとなる日本人を育成できる力ある教師を養成。

【改革の視点】

- ・優秀な教師の養成:高度な教育課題に対応するため教育系大学・大学院の充実。
- ・教師適性の確保:採用前の現場体験後、採用側と本人が適性を判断。
- ・教師採用の多様性:有為な外部人材を教職に確保する採用の多様化。
- ・研修機能の強化:免許更新制及び教師大学院を活用した研修の充実。
- 学校運営機能の強化:校長など管理職の能力向上と資格付与。

【改革の方向】

- ①「教師インターンシップ制度」の導入(※「教育委員会制度改革分科会」の中間とりまとめも参照のこと)
 - ・大学、大学院卒業後、准免許を付与し、インターンシップ(1~2年間)を経て、採用側と本人自らが適性を判断する。
 - ・インターンシップ修了後、認定の上、本免許を付与して正式採用する。
- ② 管理職教師の養成と資格化
 - ・教師大学院に「管理職養成コース」を設置する。
 - ・「管理職養成コース」修了を管理職登用の要件とし、その資格化を図る。
 - ・インターンシップにおける指導は「管理職養成コース」修了者等が実施する。
- ③『平成の人材確保法』の制定
 - 教師待遇及び教師定数の改善・充実。
 - ・義務教育費国庫負担金は、国が全額(100%)負担する。

いじめ問題対策分科会

(座長:馳浩)

『いじめ防止対策基本法』の制定

いじめは絶対に許されず、撲滅すべきである。

今すぐできる対応策を断行するとともに、早急に『いじめ防止対策基本法』を立法し、関係者の 連携を通じて、以下のように対処する。

- ① 全都道府県や全区市町村において、『いじめ防止条例』を必置する。
- ②全都道府県や全市区町村において、「いじめ対策アドバイザー」を委嘱し、必要に応じて学校に派遣する。
- ③ いじめによる事件・事故(自殺等)の事案が発生時、3日以内に「学校内調査委員会」を設置し、 学校長の指導の下、対処する。
- ④ いじめによる事件・事故の事案が発生時、3日以内に当該自治体に「第3者調査委員会」を設置し、「校内調査委員会」と連携して対処する。
- ⑤ 自治体において、いじめの事件事故に対しては、学校、教育委員会、警察、司法関係者、NPO 団体等関係者が連携して対応する。
- ⑥ 人権に配慮しながら、アンケート調査を実施し、いじめの加害者、被害者や保護者に情報開示し、 保護者の意見を適切に聴取する。
- (7) 特に、被害者やその保護者等の意見を、「調査委員会」の調査に反映させる。
- ⑧ 教育的指導の可能ないじめと、刑法犯に相当する犯罪とを、峻別する。
- ⑨ 教職員をはじめ関係者は、いじめの加害者と被害者に和解を促す指導とともに、相談・再教育体制を 強化する。
- ⑩ いじめ事案処理後も、関係者は見守りを継続する。
- (II) 国は、いじめ対策について、調査・実態把握・研究・検証・分析・啓発・広報の体制を強化する。
- (12) ネットいじめ対策のネットパトロールを実施する。
- ③ 文部科学省、法務省、警察庁、厚生労働省、NPO団体、事業者団体等、関係機関が連携して対処する。

教科書検定•採択改革分科会

(座長:松野 博一)

日本の伝統文化に誇りを持てる教科書を

『教育基本法』が改正され、新しい『学習指導要領』が定められてから、初めての教科書の採択が、小・中・ 高等学校で行われたが、多くの教科書に、いまだに自虐史観に立つなど、問題となる記述が存在する。

教科書検定・採択の構造的な問題点を是正し、真に『教育基本法』・『学習指導要領』に適った、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」(『教育基本法』)ための教科書で、子供達が学ぶことができるようにするため、以下の通り、制度改正の提言を行う。

(1) 教科書検定について

『義務教育諸学校教科用図書検定基準』(以下、『教科書検定基準』)について、以下の通り、改善する。

- ①『教科書検定基準』につき、文部科学大臣が、各教科書共通で記載すべき事柄を具体的に定める 方式に改める(現在は、多くが「~でないこと」との形式となっている)。 あわせて、大綱化が進んでいる『学習指導要領』の記述についても詳述化する。
 - 共通で記載すべき事柄の例としては、例えば、歴史教科書における事件や人物など。
- ② 複数の説がある事項について記述する際は、多数説(政府見解、最高裁判所判例、通説など)・ 少数説を明記する。
- ③ 数値(特に歴史的事項)について、複数の説がある際は、その根拠について明記する。
- ④『教科書検定基準』における、いわゆる「近隣諸国条項」に関しては、見直す。

「教科用図書検定調査審議会」及び「教科書調査官」の役割・責任については、透明性と公平性を 徹底する。

(2) 教科書採択について

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』及び『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』の法的な整合性を図る。

大学教育の強化分科会

(座長:山谷 えり子)

大学ビッグバン ~知と価値の創造~

「大学力」は、国力そのもの。質・量両面の充実・強化が必要。

(1) 大学強化のための設置基準の見直し

- ① 経営が悪化したり、質が著しく低下した大学の改善を促し、成果が認められない時は退場を促す 仕組みの確立。
- ② 社会や学生ニーズの観点からの新規参入認可プロセスの明確化(地域貢献や就職支援プラン等)。

(2) 世界トップレベルの大学強化

- ① 世界トップレベルの大学は特区化、諸規制を撤廃
- ② オープンラボ、研究サポートスタッフ (※) 設置義務化。 (※) 知財、広報など。
- ③ 世界トップレベル大学からのPh. D (博士号) を持つ若手研究者の大量スカウト、資金支援。
- ④ 海外の大学が日本で教育を行う環境整備。

(3) 入試の抜本改革と高校教育の質保証

- ① 高校在学中も何度も挑戦できる達成度テスト(「日本版バカロレア」(※))の創設。(※)5~6 科目程度の大括り。英語はTOEFL等を活用。
- ② 日本版バカロレアを前提にした論文、面接、多様な経験重視で潜在力を評価する入試改革。
- ③ 国際バカロレアに日本語を追加し、国際スタンダードのもとでの海外留学の促進。

(4) ギャップターム、9月入学を促進し、体験活動を必修化

- ① ギャップターム等を活用した大学生の体験活動(国とふるさと、環境を守る仕事ー例えば、海外 NGO、農業・福祉体験、自衛隊・消防団体験等)の必修化とその環境整備。
- ② 学生の体験活動を評価・単位化する(民間の力の活用)。企業の採用プロセスに活用。

(5)質の高い大学教育への転換

- ① 大学教育の質の保証徹底の義務化(制度改正)。
- ② 評価に基づく資金の重点配分(授業評価、教員の業績評価の厳格化等)。
- ③ 留学生の戦略的な双方向交流。

(6) 職業と直結した技能職を育成する地域密着型大学支援

- 地域密着型のコミュニティカレッジ化による技能習得と就労支援。
- ② 複数専攻 (ダブルメジャー) を可能にする。
- ③ 社会人の学び直し、再チャレンジの支援。
- ④ 専門学校、高等専門学校、短期大学の充実。

(7) "大学村"の解体 - 開かれた教育と研究体制づくり

- ① 学長のリーダーシップ確立のための学長と教授会の役割の明確化(法改正)。
- ② 学長を支えるスタッフ (理事、副学長、財務等の専門スタッフ) の抜本的強化。
- ③ 学長のリーダーシップの抜本的強化(学長裁量経費・間接経費を30%以上に)。

教育委員会制度改革分科会

(座長:義家 弘介)

教育行政における責任体制の確立

『改正教育基本法』の理念にのっとり、いじめ問題でも露呈した現行の無責任な教育行政システムを 是正し、真に公教育に資するものとするため、以下のように改正する。

(1)教育行政の責任体制確立と、意思決定システム改革(『地方教育行政法』改正)

- ① 教育委員会の責任者が、『非常勤』の『教育委員長』であるという無責任体制を改め、首長が、 議会の同意を得て任命する『常勤』の『教育長』を教育委員会の責任者とする。
- ② 教育委員会を、教育長の諮問機関と位置付け、教育に関する各般の問題について闊達な議論が行われる場とする。
- ③『地方教育行政法』50条(文部科学大臣の指示)の是正要件を見直し、地方教育行政において、 法令に違反している、あるいは児童生徒の『教育を受ける権利』を著しく侵害するおそれのある場合、 公教育の最終責任者たる国が責任を果たせるよう改正する。

(2) 適切な教育内容を確保するための改革(『学校教育法』の改正)

- ① 任意設置となっている主幹教諭を『必置』とする。また、それに伴い、一部の地域で教職員組合に流用されている主任手当、及び主任制度を廃止する。
- ② 教育長の判断で、土曜日に正規の授業を行えるよう改正する。
- ③ 教育長、指導主事、校長、主幹、教諭等の役割と責務を法律上明記し、責任体制を確立する。

(3) 教員の質を確保するための改革(『教育公務員特例法』の改正)

- ① 教育公務員を『教育専門職』と明確に位置付ける。
- ② 職務規律の確立。『教育公務員倫理規定』(仮称)の制定。
- ③ 政治的行為の制限に違反した教員に対し、罰則規定を課す(現在、罰則なし)。
- ④ 教員の勤務評価及び、それに基づく処遇が適切に行われるよう、教育長及び校長の責務を設ける。

(4) 教員の適性を厳格に判断する改革(『教員免許法』の改正)

- ① 大学の教職課程修了により授与される免許状を『准免許状』とする。
- ② 採用後、一定の実務経験を積み、試験に合格した者に、免許管理者である教育長は『普通免許状』を 授与する。